斎場葬儀プラン取扱停止基準

（趣旨）

第１条　この基準は、斎場葬儀プラン（以下「プラン」という。）の取り扱い停止に係る適正かつ統一的な運用を図るため必要な事項を定める。

（取扱停止等）

第２条　指定管理者は、プラン取扱店又はプラン取扱店の役員若しくは、その使用人（以下「プラン取扱店等」という。）が、別表各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定める期間、プランの取扱停止（以下「処分」という。）を行うものとする。

２　前項の処分を受けたプラン取扱店は、処分期間中はプランに係る一切の営業行為を行えない。

３　処分を受けたプラン取扱店が、別の事案により別表各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、改めて処分を行うものとする。但し、それ以前の処分の効力を妨げない。

４　指定管理者は、取扱停止要件には該当しない場合においても、プラン取扱店の業務に問題があることが明らかな場合は、口頭又は文書による注意、改善勧告を行うことができる。

（取扱停止期間の始期等）

第３条　処分期間の始期は別表各号の要件ごとに定めた日とする。

（取扱停止期間の特例）

第４条　プラン取扱店等が１の事案により、別表各号に定める２以上の要件に該当したときは、当該要件ごとに定める期間の最も長いものをもって処分期間とする。

２　プラン取扱店等が処分期間満了後３か月を経過するまでの間に、再度、別表各号に掲げる要件のいずれかに該当したときは、別表各号に定める期間の２倍の処分期間とする。

３　指定管理者は、処分期間中のプラン取扱店等が当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該プラン取扱店について遅滞なく処分を解除するものとする。但し、その間の損失補填等は行わない。

（暴力団関係者等の取扱停止）

第５条　指定管理者は、別表第８号から第１２号までに掲げる要件を事由として処分を行うときは、あらかじめ大津市市民部戸籍住民課が滋賀県警察本部に照会をかけた上で行うものとする。

（取扱停止の承継）

第６条　処分期間中のプラン取扱店から葬儀事業を承継する者は、処分を承継するものとする。

２ 承継後において、承継前１年以内に被承継人に生じた事実が別表各号の要件に該当することが明らかとなったときは、指定管理者は当該承継人に対して処分を行うことができる。

（業務改善報告）

第７条 第２条第１項の処分を受けたプラン取扱店は、処分期間満了後にプラン取扱の再開を希望する場合は、再開希望日の１週間以上前に業務改善報告書（様式１０）等の必要書類を指定管理者に提出するものとする。

２　指定管理者は、前項の業務改善報告書等を受領したとき、適切な再発防止策が講じられ、業務改善の見込みがある場合は、再開を希望する日までに処分を解除するものとする。

（取扱停止の通知等）

第８条　指定管理者は、処分を行うときは様式７、処分期間を変更するときは様式８、処分を解除するときは様式９により、当該プラン取扱店に対して通知するものとする。

２　前項の通知を行ったときは、プラン取扱店名簿にその旨を記載し、斎場ホームページで公表する。

（不服申立て）

第９条　第２条第１項の処分を受けた者は、当該処分に理由がないと思料するときは不服を申し立てることができる。

２　申立書面（任意様式）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1. 申立者の商号又は名称並びに所在地または住所
2. 申立てに係る処分
3. 申立ての趣旨及び理由
4. 申立ての年月日

３　不服申立ては、処分期間内に行うものとする。

（不服申立てに対する回答等）

第10条　指定管理者は、前条第１項の不服の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して７日以内に弁明書（任意様式）により回答するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができる。

３　指定管理者は、前条第３項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

４　プラン取扱店と指定管理者の間で見解の相違があり折り合わない場合は、指定管理者は大津市市民部戸籍住民課に事案を報告する。

５　前項の報告を受けた大津市市民部戸籍住民課は、双方から弁明を聴取し、当該処分に理由があると判断したときは処分を維持し、理由がないと判断したときは遅滞なく処分を解除するものとする。

６　プラン取扱店は、前項の判断に対して更に不服申し立てすることはできない。

（その他）

第11条　この基準に定める処分に関する事務は指定管理者が担当する。大津市市民部戸籍住民課は、基準の運用状況を監視し、必要に応じて運用の是正指導を行う。

附 則

１ この基準は、令和３年４月１日に施行する。

２ この基準は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

別表　取扱停止基準

| 取扱停止要件 | 取扱停止期間 |
| --- | --- |
| （虚偽記載）  １　プラン取扱店の応募書類や取扱状況報告書類への虚偽記載、または利用者アンケート等の隠蔽・改ざん等を行ったとき | 決定日から12月 |
| （仕様不適合）  ２　プランの仕様の種別及び価格に適合しない葬儀をおこなったと認められるとき | 決定日から12月 |
| （履行遅滞等）  ３　プランに係る業務にあたり、正当な理由なく契約を履行せず、又は著しい履行遅滞があったとき | 決定日から8月 |
| （不当営業行為）  ４　次に該当する不当営業行為があったと認められるとき  (1) 利用者の誤解を惹起する営業行為（大津市指定、大津市認定、大津市規格葬儀その他これらに類する事実に反する文言は、店頭、HP、看板、広告、名刺など場所や媒体を問わず使用を禁止する）  (2) 利用者の意に反して行う自社プランへの誘導営業 | 決定日から6月 |
| （利用者からの苦情等）  ５　プラン取扱店の責めに帰すべき事由により、斎場葬儀プランに関する苦情が同一月内に別の利用者から3件以上申し立てられた時 | 決定日から4月 |
| （贈賄等）  ６　プラン取扱店等が、次に掲げる者に対して行った贈賄（刑法第１９８条に規定する罪をいう。）又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成１２年法律第１３０号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| (1) 大津市の職員の場合 | 36月 |
| (2) 県内の公共機関等の職員の場合 | 18月 |
| (3) 近畿府県内（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の公共機関等の職員の場合 | 12月 |
| (4) 近畿府県以外の公共機関等の職員の場合 | 6月 |
| （指定管理者への不当な働きかけ等）  ７　取扱停止処分を免れ、または取扱停止期間を短縮するために、指定管理者に対して威力、金銭等を用いた不当な働きかけを行ったとき | 決定日から12月 |
| （暴力団関係者）  ８　プラン取扱店、プラン取扱店の役員又はプラン取扱店の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条の暴力団又は指定暴力団等の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。 | 決定日から12月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで |
| ９　業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、プラン取扱店又はプラン取扱店の役員が暴力団関係者を使用したと認められるとき。 | 決定日から6月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで |
| 10　いかなる名義をもってするを問わず、プラン取扱店等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 | 決定日から6月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで |
| 11　プラン取扱店等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 | 決定日から3月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで |
| 12　プラン取扱店等が、暴力団関係業者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。ただし、プラン取扱店等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。 | 決定日から2月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで |
| （独占禁止法違反行為）  13　プラン取扱店等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号に違反したことにより、次のいずれかに掲げる場合に該当したとき。 |  |
| (1) 逮捕され、又は公正取引委員会から刑事告発されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| ア 市発注の場合 | 12月 |
| イ 県内の公共機関等の発注の場合 | 9月 |
| ウ 近畿府県内（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の公共機関等の発注の場合 | 6月 |
| エ 近畿府県以外の公共機関等の発注の場合 | 3月 |
| (2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 | 命令を知った日から |
| ア 市発注の場合 | 9月 |
| イ 県内の公共機関等の発注の場合 | 6月 |
| ウ 近畿府県内（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の公共機関等の発注の場合 | 3月 |
| エ 近畿府県以外の公共機関等の発注の場合 | 2月 |
| （談合等）  14　プラン取扱店等が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、談合又は競争入札妨害（刑法第９６条の６第１項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| (1) 市発注の場合 | 36月 |
| (2) 県内の公共機関等の発注の場合 | 18月 |
| (3) 近畿府県内（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の公共機関等の発注の場合 | 12月 |
| (4) 近畿府県以外の公共機関等の発注の場合 | 6月 |
| （経営不振）  15　プラン取扱店等が、次に掲げるいずれかに該当し、その経営状態から、プラン取扱店として不適当であると認められるとき。 |  |
| (1) 金融機関から取引停止となったとき。 | 取引停止を知った日から取引再開が確認されるまで |
| (2) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始を申立てたとき。 | 申立てを知った日から取破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで |
| (3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始を申立てたとき。 | 申立てを知った日から再生手続開始決定が確認されるまで |
| (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始を申立てたとき。 | 申立てを知った日から更生手続開始決定が確認されるまで |
| (5) 市発注に対する債権について差押え（仮差押えを含む。）があったとき。 | 差押えを知った日から物件差押えに係る事件が解決するまで |
| （業務関連法令違反行為）  16　プラン取扱店等が当該業務に関連する法令に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。 | 決定日から |
| (1) 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 | 4月 |
| (2) 営業停止処分を受けた場合 | 2月 |
| (3) その他行政処分を受けた場合 | 1月 |
| （その他の法令違反等）  17　前各号に掲げる場合のほか、プラン取扱店等が禁固刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、プラン取扱店として不適当であると認められるとき | 決定日から |
| (1) プラン取扱店又はプラン取扱店の役員が、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 | 9月 |
| (2) プラン取扱店の使用人が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき | 6月 |
| (3) プラン取扱店等が第16号に該当する場合を除き、業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令に重大な違反をし、監督官庁から処分を受けたとき。 | 5月 |
| (4) プラン取扱店等がその他の法令違反行為により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 | 6月 |
| （その他）  18　前各号に定めるほか、プラン取扱店等にプラン取扱要綱・プラン取扱要領・取扱停止基準、応募時に提出された誓約書に違反する行為があったとき。 | 決定日から6月 |
| （応募資格）  19　前各号に該当する場合を除き、プラン取扱店募集要項記載の応募資格を満たさなくなったとき | 決定日から3月を経過し、かつ再び応募資格を満たしたと認められる日まで |

※「プラン取扱店」とは、プラン取扱店名簿に登録された葬儀業者をいう。

※「プラン取扱店等」とは、プラン取扱店又はプラン取扱店の役員若しくは、その使用人をいう。

※「プラン取扱店の役員」とは、法人の代表権を有する役員、又は代表権を有しないその他の役員、若しくは支店等の代表権を有する者をいう。

※「使用人」とは、プラン取扱店の使用人をいう。

※「公共機関等の職員」とは、贈賄罪又は公職にある者等のあっせん行為による利益等の処罰に関する法律違反が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）の職員をいう。

※「市発注」とは、市長又は公営企業管理者の発注をいう。

※「業務関連法令」とは、墓地、埋葬等に関する法律、貨物自動車運送事業法（霊柩運送業の許可）、景品表示法、不正競争防止法等の葬儀事業の業務に関連する法令等をいう。

※「労働者使用関連法令」とは、労働基準法、労働安全衛生法等をいう。

※「環境保全関連法令」とは、産業廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等をいう。

※「その他の法令違反行為」とは、恐喝、窃盗、横領、詐欺、背任、道路交通法違反、入国管理法違反、有印私文書偽造、税法違反、公職選挙法違反等の行為をいう。